

令和5年第3回川本町議会定例会会議録
(最終日) 令和5年 9月14日 午前9時30分開議

議 長	おはようございます。 これより、本日の会議を開きます。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
々	本日の議事日程は、お配りしているとおりです。
々	日程第1、「委員長報告」を議題とします。 決算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長からの報告をお願いします。 1 番香取決算特別委員会委員長。
1 番香取決算特別委員会委員長	決算特別委員会より、「委員会審査報告」をいたします。 本委員会は、付託議案を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。 「議案第43号、令和4年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」、原案認定。 「議案第44号、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案認定。 「議案第45号、令和4年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、原案認定。 「議案第46号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案認定。 「議案第47号、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案認定。 以上です。
議 長	以上で、委員長の報告を終わります。
々	それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	「議案第43号、令和4年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」、討論

議 長

を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

々

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々

「議案第43号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。
委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第43号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

々

「議案第44号、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

々

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々

「議案第44号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第44号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

々

「議案第45号、令和4年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

々

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

議 長 「議案第45号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第45号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

々 「議案第46号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。(討論を終結します。)

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第46号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。
委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第46号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

々 「議案第47号、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。(討論を終結します。)

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第47号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第47号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

々 続いて、産建町民常任委員会委員長から、「陳情審査結果報告書」が提出され

議 長	<p>ておりますので、委員長からの報告をお願いします。</p> <p>2番中平産建町民常任委員会副委員長。</p>
中平産建町 民常任委員 会副委員長	<p>陳情審査結果について、副委員長の私が報告いたします。</p> <p>令和5年9月14日、川本町議会議長 植田昌平様。</p> <p>産建町民常任委員会委員長、木村慶五。</p> <p>陳情審査結果報告書。</p> <p>本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。</p> <p>受理した陳情及び審査結果は、報告書に記載のとおりです。</p> <p>陳情の審査過程について報告します。</p> <p>「陳情第1号、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書」については、制度実施にあたり、事業者の事務処理の負担、免税事業者であった方の税負担の増加という懸念についての意見も出されましたが、国においても、適格申請書発行業者への登録の延長や、仕入税額控除の経過措置を令和11年9月まで実施するなどの対応も行われていることから、準備期間はある程度確保されているという理由により、「不採択とすべきもの」と、決定しました。</p>
々	<p>「陳情第2号、森林環境譲与税の譲与基準見直しについて意見書の提出を求める陳情書」については、全会一致で「採択とすべきもの」と決定しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>以上で、委員長の報告を終わります。</p>
々	<p>それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
々	<p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>「陳情第1号、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択とすべきもの」です。</p>
々	<p>したがって、討論は原案である「陳情第1号」に対する賛成討論から始め、反対討論、賛成討論と交互に行います。</p>
々	<p>はじめに、賛成討論はありませんか。</p> <p>5番木村議員。</p>
5 番	<p>おはようございます。それでは適格請求書等保存方式、インボイス制度の実施</p>

木村議員

延期を求める賛成意見書を申し上げます。

我が町において、新型コロナウイルス感染、原材料価格の高騰等により、町内経済に容赦ない打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、電気代、ガス代等による物価上昇も加わり、町内零細事業者は一層疲労しています。そうした状況の中で、令和5年10月から、適正請求書等保存方式、インボイス制度が開始される予定であります。最も大きな問題は、制度に参加してインボイスを発行するためには、消費税の納税義務がある課税事業者にならなければなりません。これまで、売上高1000万円以下の町内零細事業者は、消費税を納めずに済む免税事業者だったが、制度に参加すれば税負担が生じ、業種や売上高によっては、年数十万円になる可能性もあります。また、課税事業者は、消費税の仕入税額控除を受けるためには、インボイスが必要となる。免税事業者は、取引から除外される可能性もあります。個人商店、一人親方、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者の皆さん、広範な事業者に影響を及ぼすこととなります。中小企業者事業者にとって、消費税は、現在、価格に転嫁することは困難な状況にあります。

この状況下では、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長力の低下を招くなど、町内経済の衰退に拍車をかける恐れがあります。加えて、制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば多くの困難を招くことが予想されます。多くの零細事業者は、新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおります。インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかるのは難しい状況にあります。しかし、登録制度の見直し等、特例として3年間はインボイス発行事業者となる小規模事業所に対する2割負担軽減措置、少額取引1万円未満については、一定の帳簿のみ保存することで、仕入税額控除が可能。JAに販売を委託する農協特例等がありますが、その他への販売する場合は消費税負担が発生します。また、令和4年度税制改正大綱で、経済経過措置を延期して、令和11年9月30日の課税期間においても、途中からの可能と変更。可能と変更はありましたが、いずれにせよ、消費税納税に苦しむこととなります。よって、国に対し中小零細事業の事業存続と再生、ひいては町内経済振興のために、適格請求書等保存方式、インボイス制度の実施を延期することを求める、陳情書に賛成するものであります。以上、川本町議会議員 木村慶五。以上です。

議長

反対討論はありませんか。
4番本山議員。

4番
本山議員

おはようございます。インボイス制度の延期を求める意見書を政府に送付することを求めることについて、反対討論をいたします。

インボイス制度は、税務行政の効率化と公正性向上に寄与するものであり、その導入は適切であると考えます。2023年10月1日から導入されるインボイス制度については、多くの事業所がそれぞれ対応するために、研修会や商工会等の指導を受けながら、手続の完了をしております。制度導入のこれ以上の延期は、事業者混乱を与えるものと考えます。インボイス制度が開始される2023年10月1日か

4 番
本山議員

ら登録を受けようとする事業者は、原則として、2023年3月31日までに登録申請を行う必要がありました。しかし、未登録の事業者が残っていたため、事情を問わず、登録申請の期限が2023年9月30日まで延長されました。

また、制度開始後でも、免税事業者は、登録申請の場合、登録希望日を記載することで、登録希望日から登録を受けることができることになり、一定の柔軟性を持たせる措置が設けられています。また、制度開始後6年間は、一定の仕入控除を認める経過措置期間があり、この間に対応を見極めることが出来ます。その他、補助金の拡充や、インボイス制度への移行を円滑に行うために、会計ソフト補助、IT導入補助も設けられております。制度導入の延期は、税務行政の効率化と公平性向上を遅らせるだけでなく、経済全体に影響を及ぼす可能性があると考えます。以上のことから、インボイス制度実施延期を求める意見書を政府に送付することを求めるについて、反対するものでございます。

川本町議員、本山修二でございました。以上でございます。

議 長

他に討論はありませんか。
〔「ありません」の声あり〕

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々

「陳情第1号」に対する委員長報告は、「不採択とすべきもの」であります。
したがって、原案について採決を行います。

々

「陳情第1号」を原案のとおり採択することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

賛成「少数」であります。

々

よって、「陳情第1号」は、「不採択とする」ことに決定しました。

々

「陳情第2号、森林環境譲与税の譲与基準見直しについて意見書の提出を求める陳情書」について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

々

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々

「陳情第2号」に対する委員長報告は、「採択とすべきもの」であります。

議 長 委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「陳情第2号」は、委員長報告のとおり「採択する」ことに決定しました。

々 次に、日程第2、「議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第36号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第36号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第3、「議案第37号、川本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第37号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第37号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第4、「議案第38号、専決処分の承認を求めることについて《令和5年度川本町一般会計補正予算(第3号)》」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第38号」を承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第38号」は、原案のとおり承認することに「決定」しました。

々 次に、日程第5、「議案第39号、令和5年度川本町一般会計補正予算(第4号)」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第39号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第39号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第6、「議案第40号、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第40号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第40号」は原案のとおり「可決」されました。

- 議 長 次に、日程第7、「議案第41号、令和5年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第41号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第41号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第8、「議案第42号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手で行います。
- 々 「議案第42号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第42号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第9、「議案第48号、辺地に係る総合整備計画の策定について」の件を議題とします。
- 々 これより、賛成討論を行います。これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

議 長 「議案第48号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第48号」は原案のとおり「可決」されました。

々 日程第10、「閉会中の継続審査調査の申出について」の件を議題とします。

々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査調査の申出がありますので、この申出のとおり、審査、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

々 よって、そのように決定しました。

々 日程第11、「議員派遣の件」についての件を議題とします。

々 お配りしたとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

々 よって、そのように決定しました。

々 日程第12、「町長あいさつ」を行います。
番外野坂町長。

番外 野坂町長 令和5年第3回川本町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今回の議会に提出しました、令和4年度一般会計、特別会計の決算認定及び令和5年度の一般会計補正予算案や条例案件をはじめとする諸議案につきまして、慎重なご審議の上、全て原案のとおり認定、議決を賜り、厚く御礼申し上げます。今後、予算など町行政の執行に当たりましては、審議の過程でいただきましたご意見、ご提案を十分に踏まえまして適切に実施してまいります。今議会では、アフターコロナを迎えようとする中での私の今後の政治姿勢、そして喫緊の課題である少子化対策や定住対策、高齢者の方々が生き生きと暮らせる地域共生社会の構築、地域のコミュニティーや絆を大切にした生活環境の維持等に対しまして、貴重なご意見、ご提案を頂戴したところです。急速に進む本町を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、さきに1回目の委員会を開催して策定に着手しました、立地適正化計

番外
野坂町長

画、そしてこのたびご提案いたしました、人口減少への挑戦ともいうべき新たな構想に対して、今後も皆様方からのご意見、ご提案をいただきながら、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと存じます。議員の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長

以上で、町長あいさつを終わります。

々

以上をもって、本日の会議は全て終了しました。

々

長時間にわたり慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

々

これもちまして、令和5年第3回川本町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前 9時50分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中 嶋 則 行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員